

# 軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

令和2年8月  
大和高田市保健部介護保険課

福祉用具貸与について、要支援1. 2、要介護1の方(以下「軽度者」とする。)は、その状態像から見て想定しにくい一部の種目については算定することができません。

しかし、軽度者(自動排泄処理装置については要介護3以下)であっても、福祉用具が必要な状態である事例が存在するため、当市で取り決めた必要な書類の提出により、保険給付の可否について検討いたします。

- 提出書類
  - ・フローチャート参照
  - ・医師への確認書類については、書式によっては費用が発生するものもありますので、対象者に十分納得を得た上で書類をとり寄せて下さい。
  - ・主治医氏名については、サービス担当者会議のメンバーであり、福祉用具使用について意見を頂いた医師とします。
  
- 提出先 大和高田市介護保険課……………「要介護1」  
大和高田市地域包括支援課……………「要支援1」「要支援2」
  
- 今後更新、又は区分変更され、認定の結果に変更があった場合で、軽度者の場合(自動排泄処理装置については要介護3以下)は再度、必要な書類を提出して下さい。更新申請の結果、介護度が同等で引き続き福祉用具貸与の利用が必要な場合、書類の提出は不要ですが、介護保険課にご一報ください。

申請受付後、内容を確認し貸与について当市で確認の上、担当者に可否を連絡いたします。

問い合わせ先  
大和高田市保健部介護保険課  
Tel 0745-22-1101